

旅館業法に基づく処分について、行政手続法第13条第1項第1号の規定に基づき聴聞を行います。ついては、行政手続法第15条第3項の規定に基づき次のとおり公示します。

令和5年1月19日

京都市長 門川大作

1 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名及び聴聞の期日

不利益処分の名あて人となるべき者の氏名	聴聞の期日
青木 緑	令和5年2月13日 (月) 午後 4時00分
都観光株式会社	令和5年2月14日 (火) 午前 9時00分
株式会社 木藤	令和5年2月14日 (火) 午前 9時10分
株式会社 鱒乃坊	令和5年2月14日 (火) 午前 9時20分
株式会社金岩樓別館	令和5年2月14日 (火) 午前 9時30分
GILMAR DE OLIVEIRA BATISTA	令和5年2月14日 (火) 午前 9時40分
室田 ひさゑ	令和5年2月14日 (火) 午前 9時50分
富増 安栄	令和5年2月14日 (火) 午前10時00分
下田 一郎	令和5年2月14日 (火) 午前10時10分
島田 初栄	令和5年2月14日 (火) 午前10時20分
山口 ヒナ子	令和5年2月14日 (火) 午前10時30分
中田 優	令和5年2月14日 (火) 午前10時40分
有限会社はまゆう	令和5年2月14日 (火) 午前10時50分

2 聴聞の場所

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地

千代田生命京都御池ビル3階会議室

3 聴聞に関する事務を所掌する組織

名称 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

宿泊施設適正化担当

所在地 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地

千代田生命京都御池ビル2階

4 その他

不利益処分の名あて人となるべき者から申出があった場合は、上記に加え、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びに不利益処分の原因となる事実等を記載した書面を交付します。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター)